

秋田市上下水道局告示第8号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の3の規定に基づき秋田市指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

令和6年3月11日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

| 業者名 | 代表者 | 所在地 | 指定年月日 |
|-------------|------|------------------|----------|
| アップスタート株式会社 | 佐藤孝介 | 秋田市仁井田目長田三丁目5番5号 | 令和6年3月7日 |